

長野県医師国民健康保険組合組合員資格の確認調査に関する要綱

組合員資格の確認調査に関する要綱

(資格確認調査)

- 第1 長野県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、組合員が加入した後において、組合員資格の確認調査を行うものとする。
- 2 加入後の組合員の資格を確認する事項は、次の事項とする。
- 一 組合員が、組合同約第4条に定める地区内に住所を有すること
 - 二 組合員が、組合員資格に関する判定基準（平成25年4月1日施行）に定める事業又は業務に従事していること
 - 三 組合員が、健康保険等その他の医療保険の適用を受けるべき者であること
 - 四 組合員が、他の医療保険の法律の適用を受ける者である場合、当該医療保険制度から適用除外承認を受けている者であること
- 3 前項の資格の確認は、公的な機関が発行する証明書類等、客観的な証拠となる書類の徴収又は実地調査、面談、電話等により確認を行う。
- 4 資格確認の調査は、3年以内に1回行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

(資格喪失の手続)

- 第2 組合は、組合員の資格確認の調査を行った後、組合員資格がないと判明したときは、規約及び規程等に基づいて、当該組合員の資格を喪失させなくてはならない。

(報告)

- 第3 組合は、資格確認の調査を行った場合には、その結果を理事会に報告するものとする。

(その他)

- 第4 その他この調査を実施するために必要な事項がある場合には、その都度定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。